

施設等利用給付認定申請書(現況届)

2026年 3月 10日

豊岡市長様

記入例

2025年1月2日以降に豊岡市に転入された方は、前住所を記入してください。

Table with 2 columns: 代表保護者 (Representative Guardian) and 住所 (Address). Includes fields for name (育成 太郎), phone numbers (0796-23-1111, 090-1234-5678), and address (〒668-0033 豊岡市 中央町2番4号).

施設等利用の適用を希望する日または施設等の利用を開始する日を記入してください。

(現況を届出)します。

日中、連絡可能な電話番号を記入してください。

認定希望日(施設利用開始日) 2026年 4月 1日

Main application form table with columns for 申請子ども (Applicant Child), 申請する認定区分 (Application Category), and 備考 (Remarks). Includes fields for name (育成 三郎), birth date (2021.5.1), gender (Male), and application category (Category 2).

父母および同居所に住んでいる人全員(世帯分離している人も含む)について記入してください。(申請子どもを除く)

Table for family members (Family Status). Columns include 氏名 (Name), 続柄 (Relationship), 生年月日 (Date of Birth), 性別 (Gender), and 備考 (Remarks). Lists family members like 育成 太郎 (Father), 育成 花子 (Mother), etc.

第2号認定、第3号認定を申請する方は、該当する事由にレ点を付けて、証明する書類を添付してください。

保育を必要とする理由について記入してください。

(第2号・第3号認定を申請する場合のみ記載のうえ、保育を必要とする事由の証明書類を添付してください。)

Table for reasons for childcare necessity. Rows for 父 (Father) and 母 (Mother) with checkboxes for 就労 (Employment), 妊娠・出産 (Pregnancy/Childbirth), 疾病・障害 (Illness/Disability), etc.

<必ず裏面も記入して下さい>

幼稚園・認定こども園(1号認定)・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

施設名	〇〇幼稚園	所在地	〒 668 - 0033 豊岡市中央町〇番〇号
		利用開始予定日	2026年 4月 1日

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミサポを利用する(予定含む)方は記入してください。

施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
〇〇〇〇園	認可外・一時預かり 病児保育・ファミサポ	〒 668 - 0033 豊岡市中央町〇番〇号	2026年 4月 1日
□□□□園	認可外・一時預かり 病児保育	〒 668 - 0033	2026年 4月 1日
△△△△ケアセンター	認可外・病児保育	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     認定の適用を希望する日または施設等の                      利用を開始する日を記入してください。                 </div>	
豊岡市ファミリーサポートセンター	認可外・一時預かり 病児保育・ファミサポ		

認可外保育施設等を利用(予定)し、認可保育施設の申し込みを行っていない方は、その主な理由一つにチェックしてください。  
(認可保育施設を申し込み、保留となっている方以外は必ず記入してください。)

既に利用している認可外保育施設を継続して利用するため

利用可能な保育所等では、就労等により保育所等の利用を希望する時間帯の保育が行われなため

利用可能な保育所等は、自宅や職場から遠いなど地理的に希望に合っていないため

その他 ( )

## 同意書

豊岡市長様

住所 豊岡市中央町2番4号

保護者名 育成太郎  
(自署)

施設等利用給付の認定を申請するにあたり、下記の同意事項について同意します。

**【同意事項】**

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10号第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

----- 豊岡市記入欄 (以下は記入しないでください) -----

認定の可否	認定区分・期間
<input type="checkbox"/> 可 (認定者番号: )	<input type="checkbox"/> 2号 (認定期間: . . ~ . . 迄)
<input type="checkbox"/> 否 (理由: )	<input type="checkbox"/> 3号 (認定期間: . . ~ . . 迄)